

# 商 況

(日本製鐵販賣旬報第 145~146 號より抜萃)

## 目 次

昭和 14 年 4 月上, 中旬鐵鋼關係日誌  
 海外鐵鋼事情  
 ブエノス・アイレスのブリキ市場概観  
 1938 年のアメリカ鐵鋼業の情勢  
 紐 育 通 信  
 亞鉛鐵板の配給統制

亞鉛鐵板配給統制要綱  
 亞鉛鐵板配給協議會規約  
 日本鋼材販賣株式會社定款  
 東京, 大阪鐵鋼市況  
 東京, 大阪市中鐵鋼相場表

### 昭和 14 年 4 月上, 中旬鐵鋼關係日誌

- 帝國政府は佛領印度支那の東方, 南支那海中に存在する無主の小珊瑚礁島群を臺灣總督府の管轄に屬せしむることとし 3 月 30 日附を以て公布し, 31 日澤田外務次官より在京佛國大使に通告した。
- 2 日 日ソ漁業交渉は東郷駐ソ大使とリトヴィノフソ聯外務人民委員との間に新協定成り調印を了した。其内容は概要次の通りである。(1) 借區料は 1 割以上は値上せず。(1) ルーブル換算率は従來通りとす。(1) 我方は 4 月 4 日の競賣に参加し競落した漁區は 5 ケ年間安定せしめる。
- 3 日 今週の米國製鋼作業率は 54.7% と見積られ前週より 1.4% の減, これは註文残の減少した爲であると。  
 ○U.S スチール會社では株主總會を開き同社の本年第 1 期(1~3 月)操業率を全能力の 52% と発表した。尙昨年同期の操業率は 35.3% にして, 昨年中の平均は 36.6% であつた。
- 4 日 浦潮漁業廳に於ける第 2 次漁區の競賣に我方は 254 漁區を競落した。
- 5 日 商工省は長期建設に於ける物價政策の重要性に鑑み, 商工省の外局として物價局を新設し, 従來の製品中心の應急的抑制措置から原料價格に遡る價格形成を計畫し其の第 1 に基礎的物資たる鐵, 石炭から着手することとなりたりと。
- 6 日 日本鋼材聯合會では近く創立總會開催の運びとなつてゐる。日本鋼材販賣會社の設立に關し鋼材配給問題懇談會を開催した。  
 ○米國 1 級屑鐵ピツパルク消費者渡 15 弗 50 仙~16 弗(前月 30 日 15 弗 75 仙~16 弗)同輸出向紐育解渡 12 弗~12 弗 50 仙(保合) レール屑の輸出向ボストン貨車渡 13 弗 50 仙~14 弗(保合)。  
 ○伊太利政府は過般來アルバニア國王との間に新協定締結を交渉中であつたがチラナ其の他各地に反伊運動勃發し伊太利人の權益が危險に瀕したので本日夕刻遂にアルバニアに向け進軍を開始した。
- 7 日 フランコ政府は去る 3 月 27 日ブルゴスに於て日, 獨, 伊 3 國大公使との間にスペインの防共協定參加議定書に調印を了した旨公表す。  
 ○英國は今回の伊軍のアルバニア進入は地中海方面の現状維持を約した英伊協定に違反せるものと其の非を唱へ強硬態度に出でんとしてゐる。

- 8 日 艦隊報道部發表 敵空軍再建の重要據點たる昆明を急襲し甚大なる戦果を収めたり。我方に被害なし。  
 ○伊軍はアルバニアの首都チラナへ入城。  
 ○汪兆銘は日本と汪兆銘との間に密約を締結せるが如く傳へられてゐるがそれは重慶方面の宣傳なりと之を否定し重ねて兩國の和を唱へる旨聲明を發した。
- 10 日 工業俱樂部に於て日本鋼材販賣株式會社の創立總會が開催された。決定された役員は次の如し。  
 取締役社長 澁澤正雄(日鐵), 専務取締役 谷田友治, 取締役 石津武彦(日鐵), 渡邊政人(日本鋼管), 吉田正助(神戸製鋼), 川崎芳熊(川崎造船), 油田尙郎, 吾嬭製鋼, 末兼要(小倉製鋼), 井上長太夫(尼崎製鋼), 刀根文雄(三井物産), 吉武徳三(三菱商事), 林甚之丞(全鋼商), 監査役 小川彌太郎(日鋼聯), 淺野良三(鶴見製鐵), 中山悦治(中山製鋼)。  
 尙當日承認を見た同社の定款は別項の日本鋼材販賣株式會社定款參照。  
 ○伊太利のアルバニア進軍は歐洲政局を極度に緊張せしめ英佛は獨伊との開戦を氣構へ英佛同盟に基く諸彼の軍事的準備がなされたと傳へらる。
- 11 日 日本鋼材聯合會常務委員會開催, 半製品共販制の改正に關し大體次の案が承認された。

名 稱	取扱材質	取扱品種	構 成 員
半製品共販組合	鋼塊部	普通鋼	鋼塊組員にして鋼塊を販賣するもの
	半製品部	普通鋼	シートバー ティンバー スラップ 鋼片 鋼塊
半製品共販組合 第 2 部	中間鋼	鋼塊 鋼片	中間鋼を製造販賣するもの 鋼材共販第 2 部員

宮製鋼, 東京鋼鐵, 城東製鋼の 3 社をしてサツシバー協議會を設立せしめる方針を決定した。  
 ○棒鋼及形鋼共販理事會が開催され次の諸項が協議決定された。  
 形鋼共販に株式會社内外製鋼所, 大阪製鐵株式會社, 東京製鐵株式會社の 3 社が新規加入を承認され, 棒鋼共販には小倉築港株式會社の新規加入が承認された。  
 曩に棒鋼共販第 2 部に於て中間鋼取扱店の最高口錢 2 割を 1 割 5 分に改正せるを以て同率のチェン用鋼, 刃物用鋼, 肌焼用鋼等にして炭素含有量百分比中 0.1 乃至 0.17 標準

のもの、シャフト用鋼にして炭素含有量百分比中 0.12 乃至 0.22 標準のもの及特別極軟鋼 (C<sub>01</sub> 以下のもの) 間屋抜口銭を第 2 部に準じ最高 1 割 5 分に改正し 5 月 1 日より実施せしむることとなつた。

6~7 月積販賣値段は据置と決定した。

メートル寸法にて註文申込があつた場合適用エキストラの統一なき爲呎寸法に該當するメートル寸法に關して次記の通り決定した。

25ft—7,620mm 34ft—10,360mm 40ft—12,190mm  
45ft—13,720mm 50ft—15,240mm

○U.S スチール會社發表 3 月中の同社鋼材引渡高は 768,000 t で之は前月に比し 90,000t の増加である。

○米國鐵鋼協會發表 3 月中の米國銑鐵生産高は 2,407,000t (前月 2,060,000t) 同鋼 3,365,000t (前月 2,955,000t) である。

○商工省は昨年 6 月告示第 168 號を以て鐵鋼配給統制規則第 2 條の規定に依り團體を指定したが本日告示 77 號を以て「機械工業鐵鋼配給會」を「日本機械製造工業組合聯合會」に改めた。

12 日 半製品、棒鋼第 2 部共販理事會では次の諸項を決定す。從來第 2 部に於て統制してゐた半軟鋼は今後第 1 部の統制に移管す。

壓延棒鋼及半製品販賣値段は次記の通り値下げを決定した

(イ) 壓延棒鋼 (ベース最高値段 t 當)

半硬鋼 225圓(20圓下) 硬鋼 235圓(19圓下)

最硬鋼 245圓(18圓下)

エキストラ從來通り。

(ロ) 半製品

鋼塊半硬鋼 175圓(20圓下) 鋼塊硬鋼 185圓(22圓下)

鋼塊最硬鋼 191圓(24圓下) 鋼片半硬鋼 199圓(11圓下)

鋼片硬鋼 208圓(12圓下) 鋼片最硬鋼 217圓(13圓下)

エキストラ從來通り。

鍛造棒鋼販賣値段は据置。

壓延棒鋼及半製品新建値實施方法。

(1) 市販品に對しては

(イ) 本日以後賣出のものより新建値による。

(ロ) 既約定品中本年 5 月末日迄に積出すものは既契約値段による、6 月 1 日以降に積出すものは新建値による。

(ハ) 6 月末日迄の間屋の販賣値段は舊建値を基準として 7 月 1 日より全面的に新建値を基準として販賣するものとす。

(2) 實需向に對しては

(イ) 本日以後引受けのものより新建値による。

(ロ) 既契約は其の儘とす。

尙賣出方法についても今後は次記の方法に依ることとなつた。

(イ) 引合は總て所定の(第 2 部取扱鋼材申込明細書)申込書の様式に従ひ引合先別品種及品質別毎に申込書を作成し配給割當證明書のあるものは之を添附し取扱店より直接共販に申込むこと。

(ロ) 共販は申込を取纏め緊急の度合其他の事情を考慮し引合の可否を決定す。

(ハ) 今回は緊急已むを得ざるもののみを引受くるにより其の旨申出ずること。

加盟員日曹製鋼株式會社は日本曹達株式會社と社名變更の届出があつた。

○3 月東京卸賣物價指數は 264.8 と前月に比し 2 厘方の騰貴を示した。調査品目 110 品中騰貴 36, 低落 15, 保合 55。

○アルバニア新政體を決定する國民大會は全會一致を以て同國の王位をイタリーに献上することに決した。

○イギリス鐵鋼協會發表 3 月中の銑鐵生産高は 604,000t, 同鋼 1,171,000t, 稼動熔鑪數は 95 基であつた。

○今週の米國製鋼作業率は全能力の 52.1% と見積られ前週より 2.6% の減少を示した。銑鐵生産、鋼に對する需要、屑鐵相場何れも低落し、一般に警戒人氣濃厚であるが如斯不振を以て長期的な下向傾向の前兆とは考へられない。

13 日 鋼板共販及線材共販理事會を開催し各次期販賣値段は据置と決定した。

○チェンバレン英首相は下院に於て英國の地中海政策に關し武力による地中海並にバルカン半島の現状攪亂の行動を阻止し、又ギリシヤ並にルーマニアの獨立が脅威を受けるが如き行動に對しては全力を擧げてギリシヤ、ルーマニア兩國政府を援助する旨聲明した。

14 日 帶鋼共販理事會では次期販賣値段は据置と決定。爾今賣約の 2 級品値段は當分 1 級品ベース値段の金 5 圓引きに決定した。

○米國の屑鐵消費量は最近著しく増加の傾向にあるが 1,2 月の消費高は 4,613,000t, で昨年同期の 2,586,000t に比し 2,027,000t (4 割 4 分) の激増を示した。

○ルーズヴェルト大統領はヒトラー總統並にムツリニイ首相に對し 31 ヶ國を列擧し之を攻撃しない事を確約するやう要望しメツセーヂを送りヨーロッパ平和維持を要請した。

15 日 去る 3 月上旬來保合狀況を續けてゐたアメリカ屑鐵相場は最近軟化傾向をたどり本日ピツツバーク渡し 1 級屑鐵相場は適當 50 仙引下げられ 15 弗乃至 15 弗 50 仙となつた

18 日 4 月の東京小賣物價指數は 217.0 で前月に比し 1 分 9 厘方の騰貴であつた。調査品目中騰貴 17, 低落 2, 保合 81 であつた。

○蔣介石は新聞記者團の會見に於て飽く迄抗戰を強調し終了は日本がその誤謬を覺り支那征服の試を抛棄する時なりと述べたと傳へらる。

20 日 東京伸鐵工業組合は解散して大阪伸鐵工業組合と合併することとなり、東京伸鐵組合は個々に大阪組合に加入する事となつた。又、大阪組合は地區を全國に擴張せられる事となつた。

4 月爲替相場

月日	區分	對米	對英	月日	區分	對米	對英
4. 1		27- <sup>1</sup> / <sub>4</sub>	<sup>1</sup> / <sub>2</sub>	4. 11		27- <sup>1</sup> / <sub>4</sub>	<sup>1</sup> / <sub>2</sub>
3		"	"	12		"	"
4		27- <sup>5</sup> / <sub>16</sub>	"	13		"	"
5		"	"	14		"	"
6		27- <sup>1</sup> / <sub>4</sub>	"	15		"	"
7		"	"	17		27- <sup>5</sup> / <sub>16</sub>	"
8		"	"	18		27- <sup>1</sup> / <sub>4</sub>	"
10		"	"	19		"	"
				20		"	"

## 海外鐵鋼事情

**ブエノス・アイレスのブリキ市場概観** ブエノス・アイレスのブリキ市場に關して、最近興味ある資料を入手する事を得いので記して此處に掲げる事とした。我國鐵鋼業の將來の海外發展の基礎として、又目下の我國の國際收支の改善の爲に、圓ブロック外への鐵鋼輸出が益々重要視せられようとしてゐる時に當つて、資する所少からずと信じるからである。

數週前に當地に到着して以來、私は非常な注意を拂て、當地の市場の事情を調査した。それと云ふのは、當地のブリキ市場は大きな潜在的需要を有てゐるからである。而もブエノス・アイレスの市場のやうに、ブリキの取引に就いて激烈な競争を示してゐるものは他に類例を見ない程であるが、たゞ爲替統制といふ特別の事情の爲に、此の市場のブリキ輸入は種々複雑な様相を呈してゐる。即ち昨年中の輸入は恐らく 90,000t を越えてゐたと考へられるが、其の 60% 以上は、アルゼンチンとの間に通商協定を結んで居り其の爲に有利な立場にあるところの、英國から輸入せられたものであつた。以下興味ありと信ずる數個の點に就いて市場の事情を報告することとする。

(1) カルテル ブエノス・アイレスの市場に對してもカルテルは現に存在し、アルゼンチンにブリキを輸出する國々に對して、その價格及び數量を統制する事になつてゐる。然し實際問題としては當地に關する限り此の統制は有名無實である。例へば先日或る確かな筋から聞いた所によれば、あるドイツのメーカーは最近約 5,000t のストックを、倍判ベース 1 函 36 シリングといふ破格の安値で投げ賣りしたとの事である。これに就いては特に、實際これを購入した人を訪ねて、正真正銘の送狀を呈示して貰たので、本當に此の價格で賣られたのだといふ事を確信し得たのであつた。尤もこれは 2 級品ではあつたが、それにしても當地市場向けカルテル價格は次に示す通りであつて、此のドイツのメーカーの賣値よりも遙かに高い。

## アルゼンチン向けカルテル價格

170lb 41 志 0 片    180lb 41 志 7 片    190lb 42 志 1 片  
200lb 42 志 8 片    216lb 43 志 7 片

(但 cif ブエノス・アイレスに對しては 2.5% 以下の特別値引を爲す事を得)

英國の賣手は此のカルテル價格を嚴重に守てゐる。然しフランス及びイタリーの賣手は守てゐないやうである。聞く所によれば最近フランスから 216 ポンドものを 41 シリングで輸入する契約が結ばれた由である。斯やうな譯で當地市場に對するブリキの取引に就いては、カルテルは恰も全然存在しないかの如くである。

(2) 爲替統制 昨年末此の國に爲替統制が布かれた事は既に周知のことと思ふ。其の原則及び方法は日本と全く同様であつて、アルゼンチン通貨 500 ペソ以上の輸入に對しては、輸入許可申請をしなければならぬ。これは輸入取引を一層困難ならしめるものである。例へばアルゼンチン政府は既に數ヶ月以前から、アメリカのブリキの輸入を全然許可しない。現在のところ輸入を許可されてゐるのはイギリス及びドイツばかりである。それといふのは、これ等の國はアルゼンチンと通商及び爲替協定を結んでゐるからである。日本は此の國と未だ通商及び爲替協定を結んでゐないで、我國の輸出業者はアルゼンチン政府の輸入許可を得るのに非常に苦心してゐる。そこで我々は顧客側から輸出業者に代つて日本のブリキの輸入の許可を申請させてゐる。此の方法は確かに効果があると信じてゐる。

(3) ブリキの品質 私は最近二三のコーンビーフ罐詰工場を訪ねた。此の國へのブリキの輸入の大部分は此の用途に消費されるのである。輸入の約 70% 見當ではないかと思はれる。さて此の罐の製造について私は其の方面の技術者から興味ある事實を聞いた。周知の通り此のコーンビーフのブリキ罐は長方形であるから、罐の折り曲げの角に當る個所のブリキは、非常に伸びが好くなければならない。ところがイギリス製のブリキは餘り伸びが好くないので、使用が困難である。イギリス製のブリキを使用すれば、罐の角に當る所に罅が入る。従て罐の胴板としてはアメリカ製の冷間壓延ブリキしか使用出来ないのである。然るにアルゼンチンは政府は最近アメリカのブリキの輸入を許可しない。それで已むを得ず罐のメーカーは胴板にもイギリス製のブリキを試験的に使つて居るが、やはり結果は好くないやうである。無論天地にはイギリス製のブリキでも充分間に合ふのである。此の事情から二三の製罐業者は日本製の冷間壓延ブリキを供給して貰ひたいと云てゐる。因みに製罐業者の使用してゐるブリキのサイズは概略次の如くである。

ウィルソン會社—21¼×27¼(胴板), 90lb, (冷間壓延)

スイフト會社—21×27¾(胴板), グレインの方向短邊  
19¾×22½(上部), 90lb, グレインの方向  
長邊, (冷間壓延)

22½×23½(底), 90lb, グレインの方向  
短邊, (冷間壓延)

(4) 品質低下による値引 イギリスのブリキの 1 級品と 2 級品との値開きは當地に於いては、倍判ベース 1 函につき 2 シリングである。然るに同じく 2 級品に對する日本の値引は僅かに 50 錢である。2 級品に對する値引については、日本はイギリスよりも遙かに少い。此の點に關しては私は賣込交渉中の相手方から不満を漏らされてゐる。無論私はこれに對して、日本の等級の標準はイギリスよりも嚴重であり日本の 2 級品はイギリスのウエイスターよりも遙かに良質である。等々と説明してゐる。然しながら當地の市場は多年イギリス品の値開きに馴染んでゐるので、いくら説明しても納得させるのに困難のやうである。さういふ譯で日本の 2 級品は嫌はれてゐる。南アフリカ市場に於いても事情は同様である。

(5) ウルグワイ政府は最近 600 函のブリキの入札を發表した。さうして日本の一輸出會社の當地支店は、數日前これに對する指値の指示方を大阪に照會した。此の入札は比較的小量のものである。然し當地には屢々政府の入札があり、中には一時に 4,000t に達する大量のものもあるのである。兎に角此の市場は隨分大きな市場であるから、單に此の種の取引ばかりではなく、他の種々の點についても徹底的に調査する必要がある。

(6) 日本のブリキ輸入のハンデキャップ 前述の爲替統制のハンデキャップの結果、最近我々が如何なる障りに遭遇してゐるかといふ事を理解するの一助として、次の例を掲げよう。イギリスのブリキの現在の相場は 216 ポンドもの cif ブエノス・アイレスで 43 シリングである。今假に同じものについて日本品は 35 圓だとする。イギリスがアルゼンチンと爲替協定を結んでゐるのに反して我國には其の事のない結果は、アルゼンチン・ペソ建の陸地揚價格(但關稅は控除)では次のやうになる。

公定爲替相場 1 ポンド=17 ペソ

従て 43 シリング=43× $\frac{17}{20}$ =36.55 ペソ

市中爲替相場 100 圓=120 ペソ

従て 35 圓=35× $\frac{120}{100}$ =42 ペソ

此の数字が示すやうに、日本が此の國と爲替協定を結んでゐない結果、イギリスは日本より 5.45 ペソ安く賣り得るのである。もし日本もイギリス同様爲替協定を結べば、公定爲替相場は 100 圓に對して 99 ペソとなる結果、日本品はイギリス品よりも却て 2 ペソ安くなる譯である。勿論此の爲替協定を結んでゐない爲の不利を蒙てゐるのは、單にブリキ取引ばかりではなく、纖維製品その他の日本からの輸入品は皆同様の不利を蒙てゐる。さういふ譯であるから出來るだけ早く爲替協定を結ぶ事が望ましいが、然し此の市場のブリキに對する厖大な潜在的な需要を考へるならば、爲替協定が締結出來る迄に（これは恐らく 1 年以内に實現する事と思ふ）。例へば年 2,000t に限るといふやうな事にでもして、不取敢紹介的に輸入をして置く事が絶対に必要である。

(7) 戦争の勃發 戦争勃發の可能性は當地の産業界及び經濟界を非常に攪亂してゐる。もしも實際戦争が起これば、日本のブリキが當地の市場に擴まる機會が大いにある譯である。此の事を考慮に入れれば尙更紹介的輸入をして置く事が大切になる。従て爲替協定が結ばれるまでの間は、損失を公平に負擔する爲に、ブリキメーカーと輸出業者と運送會社との間に充分に協定を遂げて置く事が望ましい。

1938 年のアメリカ鐵鋼業の情勢

生産 1938 年中のアメリカの鉄鐵及び鋼塊の生産高は此處數年間の最低であり、此の兩者の合計は 37 年の半ばを少し超える程度であつた。即ち昨年中の鉄鐵生産高（但木炭鉄は除く）は僅に 19,000,000t 弱であつて、34 年の 15,977,679t 以來の最低であつた。又鋼塊は 28,000,000t 弱であつて、同じく 32 年の 25,599,118t 以來の最低であつた。

1 昨年から昨年の初期に持越されたストックが、厖大な數量に上たといふ事も其の一因を爲すであらうが、然し此の原因はこれのみには止まらない。其の事は 37 年及び 38 年の 2 年間の平均鋼塊生産高をとつて見ても、尙全能力の 56% 強に過ぎないといふ事實によつて明らかである。

此の不況の最も大きな原因の一つは、鐵道業からの重要な買付の不足といふ事であり、他の一つは自動車生産が I 昨年に較べて激減した事である。建築の請負契約は I 昨年よりも多かつたが、然しこれは大部分昨年の後半期に入ってからのものであつた。ブリキの生産は 37 年中よりも減少したが、一方他の鋼材部門の生産も昨年中を通じて取引鈍状の影響を蒙た。此の情氣を誘たのは主として、ワシントン政府の政策とヨーロッパの政局動亂との結果たる、經濟界の前途に對する不安であつた。

價格 1938 年といふ年はアメリカ鐵鋼業に於いて永く記憶される年であらう。それは此の年に急激な價格變動が行はれ、そればかりでなく特に、多數のベシング・ポイントによる價格差が除去されたからである。

昨年の始めの頃は製鐵會社はまだ鐵鋼價格引下げの要求に應じる風はなかつた。さうしてその事は、勞賃高といふ事情を考慮

するならば、全く正當な事であるとして辯護されてゐた。合衆國の上院の委員會を前にして、ユー・エス社社長たるベンジャミン・フェアリスは、鐵鋼價格の引下げは、それに相應する原價の引下げ従て原價中の最重要部分たる勞賃の引下げなくしては不可能であるとの意味の事を述べた。これと同時に鐵鋼労働者組織委員會委員長たるフィリップ・ミューアは、鐵鋼業の組織労働者は勞賃の引下げには應じまいとの聲明を發した。ルーズヴェルト大統領及びジョン・レヴィスも此の鐵鋼價格引下げの論議に参加した。鐵鋼業は 30% の操業率では利益は得られまいが、50% 乃至 55% の操業をすれば得られるだらうといふのが大統領の意見であつた。又レヴィスは、勞賃の引下げは鐵鋼業及び其の他の集團的な産業にとつては經濟的な自殺行爲だと宣言した。

斯やうに價格と勞賃の問題が論争されてゐる中に、一方ではユー・エス社と鐵鋼労働者組織委員會との間に 2 月始めになつて一つの妥協案が作られた。即ち勞賃は据置きとし、唯勞賃引下げが必要にして正當なりと認められる場合には、20 日間の豫告を附して行ふ事を得るとする案であつた。

アメリカ鉄鐵月平均生産高表 (英t)

	1938 年	1937 年	1936 年
1 月	1,444,862	3,219,741	2,029,304
2 月	1,306,333	3,020,006	1,838,932
3 月	1,470,211	3,470,470	2,046,121
4 月	1,388,008	3,400,636	2,409,774
5 月	1,260,937	3,545,180	2,659,643
6 月	1,060,747	3,115,302	2,596,528
7 月	1,213,076	3,501,359	2,595,791
8 月	1,495,514	3,616,954	2,711,726
9 月	1,683,097	3,417,960	2,728,257
10 月	2,067,499	2,891,026	2,991,794
11 月	2,286,661	2,007,031	2,949,942
12 月	2,212,718	1,503,474	3,125,192
計	18,889,663	36,709,139	30,682,704

アメリカ鋼塊生産高表

	平 爐		轉 爐		合 計		週 平均 生産高 (t)
	生産高 (t)	%	生産高 (t)	%	生産高 (t)	%	
1938 年							
1 月	1,632,773	30.25	99,991	18.27	1,732,764	29.15	391,143
2 月	1,578,233	32.38	125,493	25.40	1,703,726	31.74	425,931
3 月	1,854,669	34.36	157,737	28.83	2,012,406	33.85	454,268
4 月	1,793,522	34.31	131,644	24.84	1,925,166	33.44	448,757
5 月	1,676,215	31.06	130,590	23.87	1,806,805	30.39	407,857
6 月	1,519,539	29.07	113,688	22.40	1,633,227	28.46	381,883
7 月	1,854,076	34.43	127,982	23.44	1,982,058	33.42	448,429
8 月	2,350,199	43.54	196,789	35.97	2,546,988	42.85	574,941
9 月	2,449,861	46.98	207,887	39.32	2,657,748	46.28	620,969
10 月	2,894,726	53.63	223,208	40.79	3,117,934	52.45	703,823
11 月	3,370,974	64.50	201,246	37.98	3,572,220	62.05	832,685
12 月	2,984,204	55.42	158,965	29.12	3,143,169	53.00	711,124
計	25,959,041	40.86	1,880,220	29.20	27,839,261	39.79	533,933
1937 年							
1 月	4,426,227	84.07	292,209	54.38	4,718,436	81.32	1,065,110
2 月	4,083,070	85.89	331,629	68.34	4,414,699	48.27	1,103,675
3 月	4,814,926	91.45	403,400	75.07	5,218,326	89.94	1,177,952
4 月	4,682,084	91.83	388,783	74.71	5,070,867	90.25	1,182,020
5 月	4,769,238	90.59	382,671	71.21	5,151,909	88.79	1,162,959
6 月	3,900,108	76.50	284,615	54.69	4,184,723	74.48	975,460
7 月	4,220,848	80.10	335,456	62.56	4,556,304	78.48	1,030,838
8 月	4,504,567	85.29	373,259	69.46	4,877,826	83.83	1,101,089
9 月	4,021,035	78.80	268,472	51.71	4,289,507	76.30	1,002,221
10 月	3,204,209	60.67	188,715	35.12	3,392,924	58.31	765,897
11 月	2,040,480	39.90	113,835	21.88	2,154,365	38.23	502,183
12 月	1,383,188	26.31	86,833	16.19	1,470,021	25.37	333,263
計	46,052,980	74.20	3,449,927	54.54	49,502,907	72.38	949,423

ところで鐵鋼價格機構に對する攻撃もかねて各方面から起こつてゐたが、特に自動車工業部門に於いて激烈であつた。それが此の勞賃協定の更改と殆んど同時に、自動車工業向けの冷間壓延薄板の建値が4ドル方引下げられた。第2・4半期の建値決定に際して、此の引下げは正式に確認され、又冷間壓延ストリップもこれに應じて2ドル引下げられたが、其の他の鋼材價格は据置きとなつた。

需要が非常に少かつた事を考慮に入れるならば、價格は第2・4半期中可成りよく維持されてゐたと云ふ可きである。但し内々の値引きの事が、眞偽の程は兎に角として、屢々噂に上たのは事實である。アメリカ製鐵會社は、その競争者に對して値引を行たといふ事實を指摘して、自己の取引會社をしてブリキの價格を引下げさせた。又ワシントン政府は、鐵鋼業が暗々裡に國法に反して獨占價格を形成してゐると唱へて攻撃した。

以上のやうな情勢の下でカーネギー・イリノイス會社は、第3・4半期の建値は大體に於て第2・4半期の儘に据置く事とし、たゞ鋼板ストリップ等の所謂フラット・ロールもとの分類を變更し、これに附隨して其等のエキストラ表に改訂を加はへるといふ事を發表した。然るにこれを補足して發表された亜鉛鍍板の建値に於いては、も當り3ドルの引下げが行はれ、これは漸次他の鋼材にまで波及して行た。

此の軟弱傾向は終に驚く可き結果に到達した。6月24日に到てカーネギー・イリノイス社は殆んど總べての鋼材に亘つて3ドル乃至4ドルの引下げを行ひ、同時にシカゴ及びバーミングハムに於けるベーシング・ポイントの價格差を廢止する事を發表した。其の結果南部の買手にとつては、6ドル乃至7ドルの値下げが行はれる事となつた譯である。これに伴て、他の會社も續々新しいベーシング・ポイントを設定する事となり、窮局するところは、曾てない鋼材價格の大變動を惹起した。數週の間は、鐵鋼業凡ゆる部門が、永年打建てられてゐた價格機構の急變によつて、混亂状態に陥た。

これに續いて勞賃引下げの噂が飛んだ。然し二三の小會社が引下げを行たばかりで、これは一般には擴がらなかつた。これには合衆國政府の手が廻り、7月25日には勞賃會議を開催して、その結果最低賃銀が決定された。

此の第3・4半期の建値引下げの結果は第4・4半期にも其の儘踏襲された。たゞ例外として鐵道材料に對しては更に一層の引下げが行はれた。然し此の價格の安定も永くは續かなかつた。10月に入て再び凡ゆる部門に亘つて2ドル乃至6ドルの値下げが行はれた。さうして此の値下げの直後に、薄板及びストリップに對する歴大な買付が勃興した。これは37年初期以來最初のものであつた。11月及び12月中可成り高率の操業を維持せしめるには、これが大いに助けとなつたのである。

斯やうに第3・4半期の建値は第4・4半期にも据置かれて、いまま少し利潤を確保しようとする鐵鋼業の希望は達せられなかつた。年末の市場の狀況はかゝる値上げを許さなかつたのである。然し36年の11月と37年の3月とに勞賃の値上げが行はれ、從て生産原價が昂騰してゐた事を考慮に入れるならば、38年後半期の鋼材價格は明らかに正常的な水準以下であつた。

銑鐵及び屑鐵價格 昨年中の銑鐵價格は鋼材ほどには變動が激しくなかつた。前半期中は銑鐵國內價格は可成り安定してゐた。然し第3・4半期建値は4ドル引下げられた。これは6月末に發表された鋼材價格の急落に相應するものであつた。9月末にはも當り1ドルの値上げが發表されたが、消費者の大部分はこれ以前に其の需要

を手當てしてゐたので、新價格での積出しは餘りなかつた。

屑鐵價格は11月の合成價格平均15ドルを最高として、大體4ドル以内で變動した。1月には約14ドルで可成り高かつたが、2月に入て鋼生産が例年の季節的上昇を示さなくなるや、屑鐵價格も漸落を續け、此の傾向は6月に底に達して11ドルまで下がつた。ところが鐵鋼業が鋼材價格を引下げる直前、屑鐵市場は強調を呈し、8月始めには14.83ドルの第2の高値に達した。然しこれは永くは續かず、その後暫くやゞ低迷を續けてゐたが、10月末には再び騰貴した。10月末から11月第3週までの間には約83セントの昂騰を示した。さうしてこれに續く12月には三度微落を現じたのである。

此の屑鐵の價格の變動は或る程度まで國內需要の影響も受けるが又輸出販賣に影響される所も大きい。昨年中の輸出は37年に較べて約30%減少したが、それでも價格に著しい影響を與へた。昨年中の輸出數量は約2,800,000tと見積もられ、最高記録であつた37年の4,039,257tに較べて、約1,239,000tの減少であつた。日本は一昨年同様昨年もアメリカの屑鐵の最大購買國であつた。屑鐵の輸入も一昨年の451,520tに較べて、昨年は135,000tに減少した。

鐵鋼輸出 屑鐵以外の鐵鋼輸出も38年は37年より激減した。鐵鋼輸出數量(銑鐵、鋼塊、半製品、鋼材)は38年は約2,175,000tと見積もられ、37年の3,475,257tより38%の減少であつた。此の方面に於いても日本は最大の購買國であつた。然し日本のアメリカからの鐵鋼輸入も、37年に較べれば43%の減少であつた。昨年中第2の大購買國はカナダであつて、カナダは、棒鋼、形鋼、鋼板等廣範圍の製品を約240,000t購入した。37年中のカナダの輸入は456,599tであつた。

鐵鋼輸入 昨年中輸入されたものうち最も減少の甚しかつたのは銑鐵であつた。これは37年の95,908tから、昨年は35,000tに減た。昨年中の銑鐵と構造用鋼材の輸入數量は約同じくらゐであつた。銑鐵は主として印度及びオランダから、鋼材は主としてベルギーから輸入された。

鑛石の積出し シュービタリア湖の鐵石の船積みは、1932年以來最低であつた。昨年5月の製銑工場及びイアリー湖の船渠に於けるシュービタリア湖鑛石のストックは、異常に大きな數量に達してゐたので、採鑛業者も船會社も38年には大した荷動きはなからうと豫想してゐた。ところが結局は消費も積出しも始めに豫想されてゐたよりも幾分多かつた。即ち湖水からの船積みは合計19,263,011英t鐵道による積出しは約300,000英tであつて、全積出し數量總計約19,563,000英tであつた。一方熔鑛爐の鑛石消費は約24,000,000tであつた。

今年の春のストックは昨年よりは少ないだらうが、それでも例年に較べれば尙多い方であらう。即ち昨年5月1日のストックが33,676,333tであつたのに對して、今年の春のストックは、消費が最近のやうな調子で進むならば、大略23,000,000t見當だらうと見積もられてゐる。

#### 紐育通信 (3月10日發信)

英國鐵鋼業活況を帶び來る 英國に於ける銑鐵及鋼塊並に鑄鋼生産高は本年に入り著しく活況を呈して來た事は特筆に値するものあり。試に本年1月の生産狀況を見るに銑鐵に於て500,500t、昨年12月の445,800tに比し54,700tの増加であり、又鋼塊並に鑄鋼品は1月中811,700tにして、昨年12月の655,000tに比し156,000tの増加振である。

今回英國鐵鋼聯盟より發表せられたる處に依ると、1913年以降

1938年に至る間の主なる年に於ける銑鐵、鋼塊及び鑄鋼の月割平均生産額を示せば下表の通りにして、其趨勢を洞察し得るに足ると共に、1937年度に於ける販盛振りは注目に値するものがあるのであるが、更に本年中に於ける活況は多大の興味を以て見らるる所である。

Monthly average:	Pig Iron (t)	Steel Ingots & Castings (t)
1913.....	855,000	638,600
1920.....	669,500	765,600
1929.....	632,400	803,000
1934.....	497,400	737,500
1935.....	535,300	821,600
1936.....	643,500	982,100
1937.....	707,800	1,082,000
1938.....	563,558	866,150
1938 January.....	761,100	1,081,400
February.....	693,300	1,057,600
March.....	714,600	1,115,800
April.....	631,000	938,600
May.....	633,900	957,000
June.....	541,500	776,100
July.....	567,800	683,200
August.....	443,000	658,900
September.....	429,800	754,700
October.....	469,400	854,800
November.....	461,500	860,000
December.....	445,800	655,700
1939 January.....	500,500	811,700

之を要するに歐洲政局の不安に伴ひ、英國政府の防空、防彈その他軍備擴充が、國內重工業の活動を促進せしめつつある結果である事は言ふ迄もないが、トタン板需要も可也重要な役割を演じつつある事見逃せぬ事實である。

3月2日 Journal of Commerce 紙の報ずる處によれば、英國々内屑鐵の需要は頓に増加し、著しく不足を告ぐるに至たので、目下其對策に腐心中であつて、その一端として一昨日既に歐洲屑鐵カーテル代表者3名來紐あり、米國同業者の注目を惹きつつあり、尚ヨーロッパ Tube カーテルは最近組織を改め活動を開始中なりと言ふ。

猶ロイド海上保險業者は主として機械類の大西洋横斷輸送に對する戰時保險料率を40%方低下せしむる事とせるが此新料率は100ポントに對し15志であつた。改正前の料率は100ポンド當25志であつた。

### 亜鉛鐵板の配給統制

商工省は鐵鋼配給統制の進展に伴ひ、亜鉛鐵板に就ても配給統制を行ふの必要を認め、次記要綱に基いて、亜鉛鐵板配給協議會による自治的統制を行はしめる事となつた。

**亜鉛鐵板配給統制要綱** 昭和13年12月27日商工省 最近ニ於ケル鐵鋼統制ノ強化ニ伴フ亜鉛鐵板ノ需給狀況ニ鑑ミ、速ニ配給統制ヲ實施スルノ要アルヲ以テ次記要綱ニ依リ之ヲ實施セントス

1. 統制組織 亜鉛鐵板ノ製造業者及販賣業者ニ付夫々次ノ統制ヲ圖ルモノトス

- (1) 製造業者 亜鉛鐵板ノ製造業者ハ工業組合(日本亞鉛鐵板工業組合)ヲ組織スルヲ以テ該工業組合ヲシテ統制ニ當ラシム
- (2) 販賣業者 亜鉛鐵板ノ販賣業者ハ其ノ機能ニ依リ特定問屋及地方問屋別ニ商業組合ヲ組織セシム

- 1. 特定問屋 特定問屋ハ主要販賣業者ヨリ工業組合ヲ選定シ東京及大阪別ニ商業組合ヲ組織ス
- 2. 地方問屋 地方問屋ハ工業組合之ヲ指定シ各府縣別ニ商業組合ヲ組織ス
- 3. 特定問屋ハ豫メ定メラレタル一定量ノ範圍内ニ於テ製造業

者ト共ニ地方問屋ニ對スル配給並ニ大口需要及官廳需要ニ對スル配給ニ當ルモノトシ地方問屋ハ各府縣別ニ査定セラレタル小口需要ニ對シ各府縣ノ監督下ニ配給ヲ擔當ス

2. 亞鉛鐵板配給協議會 亞鉛鐵板ノ配給ノ調整ヲ圖ル爲商工省ノ監督下ニ亞鉛鐵板配給協議會ヲ設置ス

(1) 組織 薄板共販組合、工業組合及特定問屋商業組合ノメンバーヲ以テ組織ス

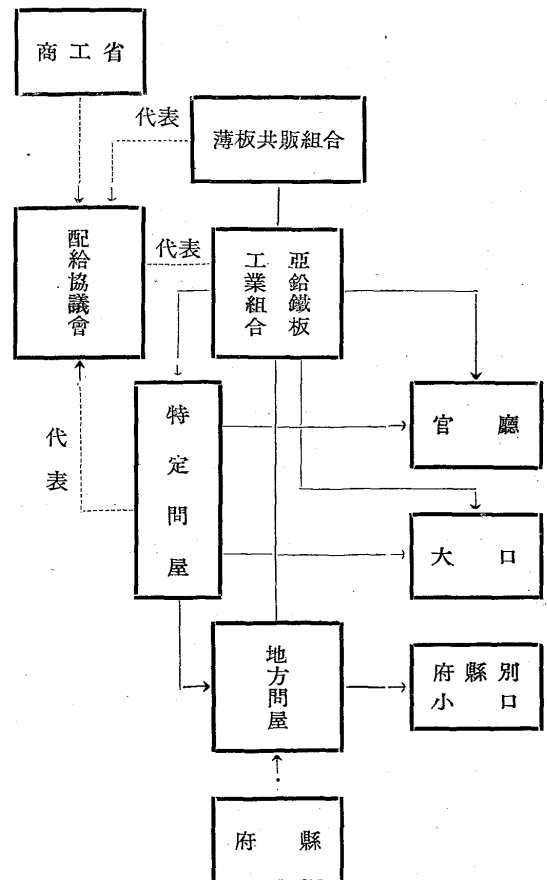
(2) 事業

- 1. 府縣別小口需要(1口10t未滿ノモノ)ノ査定及之ニ對スル配給量ノ割當
- 2. 大口需要(1口10t以上ノモノ)ノ査定及之ニ對スル配給量ノ割當
- 3. 官廳需要(但シ5t未滿ハ小口需要ニ準ズ)ノ査定及之ニ對スル配給量ノ割當
- 4. 地方問屋、大口需要及官廳需要ニ對スル配給擔當者ノ決定
- 5. 其ノ他統制ニ必要ナル事項ノ決定

(3) 配給協議會ハ原則トシテ毎月1回之ヲ開催シ1月分ノ割當ヲ決定ス  
尚協議會ニ部會ヲ設ケ原則トシテ毎週1回開催シ細部ノ事項ヲ協議決定ス

3. 販賣價額 亞鉛鐵板ノ販賣價格ニ付テハ商工省ノ指示ニ從フモノトス

亜鉛鐵板配給系統圖



### 亜鉛鐵板配給協議會規約 昭和13年12月23日

- 第1條 本會ヲ亞鉛鐵板配給協議會ト稱ス
- 第2條 本會ノ事務所ヲ東京市ニ置キ支部ヲ大阪市ニ設ク
- 第3條 本會ハ薄板共同販賣組合、日本亞鉛鐵板工業組合及同組合ニ於テ指定セル特定問屋ヲ以テ組織ス



第 4 條 本會ハ日本亞鉛鐵板工業組合員ノ製造スル亞鉛鐵板ノ配給調整ヲ爲スヲ以テ目的トシ日本亞鉛鐵板工業組合ノ定ムル配給方法ニ從ヒ次ノ業務ヲ行フ

1. 府縣別小口需要ノ査定
2. 地方問屋ニ對スル販賣擔當者ノ決定
3. 大口注文（1口10t以上ノ注文但シ官廳注文ハ5t以上）ノ引合收集及査定並ニ之ガ販賣擔當者ノ決定

第 5 條 本會ニ次ノ機關ヲ置ク

1. 總 會
2. 部 會

第 6 條 總會ハ毎月1回之ヲ開催シ商工省關係官出席ノ下ニ總會務ヲ處理スルノ外臨時ニ開催スルコトヲ得

總會ノ議長ハ日本亞鉛鐵板工業組合ノ理事長之ニ當リ總會ヲ招集ス

第 7 條 大口注文ノ査定及之ガ販賣擔當者ノ決定ハ豫メ受託方針ヲ定メテ部會ニ委任スルコトヲ得

第 8 條 部會ハ東京部會及大阪部會トシ東京部會ハ關東地區ニ於ケル又大阪部會ハ關西地區ニ於ケル日本亞鉛鐵板工業組合員及特定問屋ヲ以テ組織シ每週1回之ヲ開催スルノ外必要ニ應シ隨時開催シ總會ニ於テ委任セラレタル事項ヲ處理ス

部會ノ議長ハ日本亞鉛鐵板工業組合副理事長之ニ當リ部會ヲ招集ス

第 9 條 總會又ハ部會ニ招集スヘキ薄板共同販賣組合員及特定問屋ノ人員ニ付テハ必要ニ應シ議長ニ於テ決定スルコトヲ得

第 10 條 本會ノ經費ハ日本亞鉛鐵板工業組合ニ於テ支辨スルモノトス 但シ特定問屋ヨリ實費トシテ取扱應數1tニ付金20錢以内ヲ徵收スルコトヲ得

#### 附 則

第 11 條 本規約ハ昭和13年12月23日ヨリ實施ス

第 12 條 本規約ノ改正ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲナス

第 13 條 本規約ノ適用範圍ハ内地民需品ニシテ1級品及2級品トシ3級品以下疵物端尺物ヲ除ク 但シ3級品以下疵物、端尺物ノ數量ハ内地民需品生産割當ノ1割以下ニ止ムルコト

### 日本鋼材販賣株式會社定款

#### 第 1 章 總 則

第 1 條 本會社ハ日本鋼材販賣株式會社ト稱ス

第 2 條 本會社ハ次ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

1. 本會社ト特約ヲナセル製鐵業者ノ生産シタル鋼材ノ購入、販賣並ニ輸出
2. 鋼材ノ輸入及前號以外ノ者ヨリノ購入並ニ販賣
3. 鋼材ノ取引ニ關スル委託又ハ委託ヲ爲スコト
4. 前各號ノ事業ヲ遂行スル爲メニ必要ト認ムル事業ニ投資シ又ハ其事業ヲ營ム株式會社ノ發起人トナルコト
5. 前各號ニ附帶關連スル業務

第 3 條 本會社ノ資本總額ヲ金30,000,000圓トス

第 4 條 本會社ノ本店及支店ヲ次ノ地ニ置ク

本 店 東京市

支 店 大阪市、八幡市

取締役會ノ決議ニ依リ必要ノ地ニ支店又ハ出張所ヲ設置スルコトヲ得

第 5 條 本會社ノ公告ハ東京市内ニ於テ發行スル中外商業新報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

#### 第 2 章 株 式

第 6 條 本會社ノ株式ハ600,000株トシ1株ノ金額ヲ50圓トス

第 7 條 本會社ノ株式ハ總テ記名式トシ其株券ハ10株券、100株券及1,000株券ノ3種トス

第 8 條 本會社ノ株式ハ取締役會ノ承諾ナクシテ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス

本會社ノ株式ハ株券ノ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス

第 9 條 本會社ノ株金第1回拂込ハ1株ニ付25圓トシ第2回以後ノ株金拂込ノ期日及拂込額ハ取締役會之ヲ定ム

第 10 條 株主拂込ノ期日ニ拂込ヲ爲ササルトキハ其拂込ムヘキ金額ニ對シ100圓ニ付1日4錢ノ割合ヲ以テ違約金ヲ支拂フコトヲ要ス

前項ノ規定ハ損害賠償ヲ請求スル本會社ノ權利ニ影響ヲ及ホスコトナシ

第 11 條 第2回以後ノ株金拂込ハ其期日ノ2週間前ニ之ヲ各株主ニ催告スルモノトス

株主カ拂込ヲ爲ササルトキハ本會社ハ更ニ期日ヲ定メ其期日迄ニ拂込ヲ爲ササルトキハ會社ニ於テ株式ヲ處分スヘキ旨ヲ其株主及株主名簿ニ記載アル質權者ニ通知スルコトヲ得但し通知ハ期日ノ2週間前ニ之ヲ爲スモノトス

第 12 條 本會社カ前條ニ定ムル手續ヲ踐ミタルモ株主カ拂込ヲ爲ササルトキハ本會社ハ株式ヲ競賣ス但裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ方法ニ依リテ之ヲ賣却スルコトアルヘシ

本會社ハ前項ノ處分ニ依リ得タル金額ヨリ滯納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控除シ殘額アルトキハ遲滞ナク之ヲ從前ノ株主ニ拂戻スモノトス但利息ヲ附セス

株式ノ處分ニ依リテ得タル金額カ滯納金額ニ滿タサル場合ニ於テハ本會社ハ從前ノ株主ニ對シ不足額ノ辨濟ヲ請求シ若シ2週間内ニ之ヲ辨濟セサルトキハ讓渡人ニ對シテ其辨濟ヲ請求スルモノトス

第 10 條第2項ノ規定ハ前3項ノ處分ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第 12 條ノ2 株主カ期日ニ拂込ヲ爲ササルトキハ本會社ハ更ニ一定ノ期間内ニ拂込ヲ爲スヘキ旨及其期間内ニ之ヲ爲ササルトキハ株主ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ其株主ニ通知スルコトヲ得但し期間ハ2週間ヲ下ラサルモノトス

會社カ前項ニ定メタル手續ヲ踐ミタルモ株主カ拂込ヲ爲ササルトキハ其權利ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ本會社ハ株式ノ各讓渡人ニ對シ2週間ヲ下ラサル期間内ニ拂込ヲ爲スヘキ旨ノ催告ヲ發スヘシ此場合ニ於テ最モ先ニ滯納金額ノ拂込ヲ爲シタル讓渡人株式ヲ取得スルモノトス讓渡人カ拂込ヲ爲ササルトキハ本會社ハ株式ヲ競賣ス此場合ニ於テ競賣ニ依リテ得タル金額カ滯納金額ヲ超ユルトキハ其全額ヲ本會社ノ取得トシ若シ之ニ滿タサルトキハ從前ノ株主ヲシテ其不足額ヲ辨濟セシムヘシ若シ從前ノ株主カ2週間内ニ之ヲ辨濟セサルトキハ本會社ハ讓渡人ニ對シテ其辨濟ヲ請求スルコトヲ得

前3項ノ規定ハ本會社カ損害賠償及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ケス

第 13 條 株主其拂込ムヘキ株金ノ總額ニ滿タサル拂込ヲ爲ストキハ拂込ニ際シ其拂込ヲ充當スヘキ株券ノ番號ヲ指示スルコトヲ要ス株主若シ之ヲ指示セザリシトキハ本會社ニ於テ之ヲ充當スルコトヲ得

第 14 條 10 株券、100 株券又ハ 1,000 株券ヲ有スル株主カ其株券ノ表證スル株式ノ拂込金額ニ滿タサル拂込ヲ爲シタルトキハ其株式ニ付テハ拂込ヲ爲ササリシモノト看做ス

第 15 條 前條ノ場合ニ於テ第 12 條ノ競賣ニ着手セサル間又ハ第 12 條ノ 2 第 2 項ニ依リテ權利ヲ失フニ至ラサル間ニ於テ株主カ株券ヲ分割シタルトキハ第 13 條ノ規定ヲ準用ス此場合ニ於テハ其充當シタル株金ニ付テハ前條ニ依リテ其拂込ヲ爲ササリシモノト看做シタル期間ニ付第 10 條第 1 項ノ規定ヲ適用セス

第 16 條 株主又ハ其法定代理人ハ株式取得ノトキハ其氏名、住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ツルコトヲ要ス其變更アリタルトキ亦同シ外國ニ居住スル株主ハ日本帝國內ニ假住所ヲ定ムルカ又ハ日本帝國內ニ居住スル代理人ヲ定メ本會社ニ届ケ置クヘシ其變更アリタルトキ亦同シ

第 17 條 前條第 1 項末段及第 2 項ノ届出ヲ怠リタル株主ハ自己ニ對スル催告其他一切ノ通知ノ遲延又ハ不着ヲ理由トシテ本會社ニ對抗スルコトヲ得

第 18 條 株主無能力者ナルトキ又ハ無能力者トナリタルトキハ其旨ヲ本會社ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ爲サルトキハ株主ハ法定代理人ノ同意又ハ親族會ノ決議ノ無カリシコト其他之ニ類スル法律上ノ手續ノ缺陷ヲ以テ本會社ノ爲シタル利益ノ配當又ハ株式ノ名義書換其他ノ法律上ノ手續ニ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第 19 條 株券ノ名義書換ヲ爲サムトスル者ハ本會社所定ノ書式ニ依リ當事者連印ノ書面ヲ作成シ之ニ株券ヲ添ヘ本會社ニ請求スヘシ

改氏名、相續ノ開始、遺贈、裁判ノ執行等ニ因リテ株券ノ名義書換ヲ爲サムトスル者ハ戸籍吏ノ證明書其他本會社ノ必要ト認ムル證據書類ヲ添付スルコトヲ要ス

株金ノ滯納アル株式ニ付テハ本會社ハ名義書換ヲ拒絕スルコトヲ得但改氏名ノ場合ハ此限ニ在ラズ

第 20 條 株券ノ分合又ハ株券ノ引換ヲ爲サムトスル株主ハ本會社所定ノ書式ニ依リ請求書ヲ作成シ之ニ株券ヲ添ヘ本會社ニ提出スヘシ但株金全額ノ拂込ヲ完了セサル間ニ於テハ株券ノ併合ヲ拒絕スルコトヲ得

第 21 條 株主株券ヲ喪失シタルトキハ遲滯ナク其旨ヲ本會社ニ届出ツヘシ其届出ヲ爲ササリシ爲メ生シタル名義書換ニ付テハ本會社其責ニ任セス

第 22 條 株券ヲ喪失シタル者ハ除權判決ヲ得ルニ非サレハ其再發行ヲ請求スルコトヲ得ス

第 22 條ノ 2 株券ヲ喪失シタル株主ハ喪失ノ事由ヲ詳記シ舊券ニ代ヘテ新券ノ交付ヲ本會社ニ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ本會社ハ喪失ノ事由ヲ確認スルニ必要ナル證明ヲ求メ又ハ本會社ノ相當ト認ムル 2 名以上ノ連帶保證人ヲ要求スルコトアルヘシ前項ノ請求アリタルトキハ本會社ハ一決算期ヲ經過シタル後請求者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ 30 日ヲ經テ異議ヲ申出ツル者ナキニ限リ新券ヲ交付ス

第 23 條 株券ノ名義書換手数料ハ株券 1 通ニ付 10 錢トシ株券ノ引換其他新交付ノ手数料ハ新券 1 通ニ付 50 錢トス株券ノ名義書換ノ請求ト新交付ノ請求トカ競合シタルトキハ各別ニ其手数料ヲ徴收ス

第 24 條 本會社ハ 4 月 1 日及 10 月 1 日ヨリ各定時株主總會終結ノ日迄株式ノ讓渡ニ因ル株券ノ名義書換ヲ停止ス

本會社ハ臨時株主總會ノ會日前一定ノ日ヨリ其臨時株主總會終結ノ日迄株式ノ讓渡ニ依ル株券ノ名義書換ヲ停止スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ豫メ其旨ヲ公告スルモノトス

### 第 3 章 株主總會

第 25 條 定時株主總會ハ毎年 2 回 5 月及 11 月ニ之ヲ招集ス本會社必要アリト認メタルトキハ臨時株主總會ヲ招集ス總會ノ日時及場所ハ取締役會之ヲ定ム

第 26 條 總會ノ議長ハ社長タル取締役之ニ當リ社長事故アルトキハ專務取締役之ニ當リ專務取締役事故アルトキハ取締役中ノ 1 人ニ之ニ當ル

第 27 條 總會ノ議長ハ株主トシテ其議決權ヲ行使スルコトヲ妨ケス

第 28 條 株主ノ議決權ハ其所有 1 株ニ付 1 個トス

第 29 條 株主ハ本會社ノ他ノ株主ニ委任シテ其議決權ヲ行フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ本會社ニ委任狀ヲ差出スコトヲ要ス但第 16 條第 2 項ニ定メタル代理人ガ代理人ニ依ラスシテ議決權ヲ行フ場合ハ此限ニ在ラス

總會ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ受任者トシテ他ノ株主ノ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第 30 條 株主總會ノ決議ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第 31 條 株主總會ノ議事ニ付イテハ議事録ヲ作ルモノトス議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル取締役、監査役及株主 1 名記名捺印スルモノトス

### 第 4 章 役員

第 32 條 本會社ニ次ノ役員ヲ置ク

取締役 12 名以内

監査役 3 名以内

第 33 條 取締役及監査役ハ 100 株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第 34 條 株主總會ニ於テ取締役中ヨリ會社代表ノ權限ヲ有スル社長及專務取締役各 1 名ヲ選任ス

社長及專務取締役ハ各自會社ヲ代表シ日常一切ノ業務ヲ執行ス取締役ハ互選ヲ以テ常務取締役若干名ヲ置クコトヲ得

第 35 條 會社ノ重要事項ヲ決議スル爲メ取締役會ヲ組織ス

取締役會ハ社長之ヲ招集シ社長其議長ニ任ス社長事故アルトキハ專務取締役之ニ任シ專務取締役事故アルトキハ取締役中ノ 1 人其職務ヲ行フ

緊急ヲ要スル場合ニ於テハ取締役會ハ書面ニ依リテ決議ヲ爲スコトアルヘシ

監査役ハ取締役會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

第 36 條 取締役ノ任期ハ就任後第 6 回目、監査役ノ任期ハ就任後第 4 回目ノ定時株主總會終結ノ時ヲ以テ終了ス

補缺又ハ増員ニ依リテ就任シタル取締役又ハ監査役ノ任期ハ他ノ在任取締役又ハ在任監査役ノ任期ノ終了ト同時ニ終了ス

第 37 條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フ但法定ノ員數ヲ缺カサルトキハ次ノ株主總會又ハ改選期迄其選舉ヲ延期スルコトヲ得

第 38 條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第 39 條 取締役ハ在任中其所有ノ株式 100 株ヲ監査役ニ供託スヘ



シ

前項ノ規定ニ依リテ供託シタル株式ハ當該取締役退任ノ際ニ於ケル決算期ニ關スル株主總會カ其決算ヲ承認シタル後ニ非サレハ之ヲ還付セス但他ノ取締役ニ於テ連帶保證ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ本會社カ取締役タリシ者ニ對シテ訴訟ヲ提起シ其訴訟繼續中ナル場合ニ之ヲ準用ス

#### 第 5 章 計 算

第 40 條 本會社ノ決算期ハ毎年4月1日ヨリ9月30日迄及10月1日ヨリ翌年3月31日迄ノ2期トス

第 41 條 毎決算期ニ於ケル總益金ヨリ諸經費、減價償却費及諸損失ヲ控除シタル殘額ヲ本會社ノ純益金トス

第 42 條 本會社ノ利益金ハ次ノ方法ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

1. 法定積立金 純益金ノ100分ノ5以上

1. 特別積立金 若干

1. 株主配當金

1. 後期繰越金

第 43 條 株主配當金ハ3月31日及9月30日現在ノ株主ニ之ヲ支拂フモノトス

第 44 條 配當金ハ其決議ヲ爲シタル株主總會當日ヨリ滿5年内ニ請求ナキトキハ之ヲ本會社ノ所得トス

#### 附 則

第 45 條 第1期ノ決算期ハ本會社創立ノ日ヨリ昭和14年9月30日迄トス

第 46 條 會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ハ5,000圓以内トス

第 47 條 第11條第2項第12條及第22條ノ規定ハ昭和13年法律第72號商法中改正法律ノ施行ト共ニ其效力ヲ生シ第22條ノ2ノ規定ハ之ト共ニ其效力ヲ失フ

第12條ノ2ノ規定ハ昭和13年法律第72號商法中改正法律ノ施行前ニ株金ノ拂込ヲ催告シタル場合ニ限り之ヲ適用シ其適用ヲ終ルト共ニ其效力ヲ失フ

### 東 西 市 況

【上 旬】 販賣會社ノ創立總會も、去る10日に無事終了して愈々

業界に其の互歩を踏み出した。

會社の販賣方針が最終的に決定發表されてをらないので、業界が何うなるか判然とした事は言へぬが、配給機構等形の上に於て、或は又強力なる會社誕生に伴て生じる心理の上に於て、大なり小なり何等かの變化を來す事は間違ひ無い。

されば、現在では市場に、未だ具體的に目立つた變化を來してをらぬ事元よりながら、多少の不安を感じるやうに思はれる向、若しくは仕事を整理して後に備へんとする向も出て來て、應需力の微弱なる事に依つて誘導されてゐた市場活氣薄の度を多少進めた觀はある。

敢て比較し、異色を求めれば、昨今は稍々消極性を加味したとでも言ふべきか。

【中 旬】 此處暫くの間、亜鉛鍍板、釘、針金、鑄鋼に及んでまで統制規則が設定されたが、聞くが如くは、當局に於いては菓子、蕎麥の類に至るまで、何等かの方面に於て之れを統制せんと企圖してゐる由であるから、況して吾が鐵鋼部門に於ては未だ未だ統制の手は廣く且深く延ばされる事と知らねばならない。

洩れてゐる部面には新しく統制策が施されるであらうし、不備、不整の點は補強されるであらう。

價格の點に就て見るも、物價の全面に對し、縱横から検討し、大體引下げる事を前提として統制を強化するらしいので、其の及ばず處甚大なる鐵鋼價は下に引摺られる可能性が有ればとて、上に向ふ機會有りとは考へられない。

尙ほ鋼材の所謂市場向供給數量に就て見れば、過少に割當てられてゐた物に或は供給増を來す場合があるかも知れぬが、若し有てもそれは極く限られて、全般的には當分は供給増加の見込みは無くむしろ減少の餘儀無きに至る可能性の方が強いやうに思はれる。

最近、販賣會社の實力を甘く見たり、或は復戦局終了遠からず、インフレ避け難しと爲し、連れて統制の緩和、商情の復古を夢見る等の影がほのかに窺はれるとの事であるが、若しそれが事實とすれば、此際よろしく反省爲すべきではあるまいか。吾が市場は環境を透視し、正解して善處し、過誤無きを期し度いものである。

市況は根本的に變るべき筈は無いが、此の處市中在庫が更に減少を示し、賣買共に稍々不自由の度を増したやうではある。

東京大阪市中鐵鋼相場表

上旬 {東京 4月11日 大阪 4月8日} 中旬 {東京 4月19日 大阪 4月19日}

	上旬		中旬		mm mm mm	上旬		中旬		
	東京	大阪	東京	大阪		東京	大阪	東京	大阪	
	<b>丸</b>				<b>鋼</b>		<b>溝形鋼</b>			
6mm	29'00	22'30	29'00 伸	28'10	5×50×100	22'60	22'95	22'60	22'50	
9	22'10~24'20	"	22'10~24'20伸	23'90	6×65×125	21'50	21'90	21'50	21'40	
12	21'00~24'10	21'20	21'00~24'10伸	"	6×75×150	"	"	"	"	
19	18'90	19'10	18'90	19'20	7'5×80×200	"	"	"	"	
25	"	"	"	"	9×90×250	"	"	"	"	
50	21'50	21'80	21'50 伸	27'60	10×90×300	"	"	"	"	
65	"	"	" 伸	"						
130	26'20	26'50	26'20	—	<b>工形鋼</b>					
150	"	"	"	—	5mm mm mm	21'50	21'90	21'50	21'40	
200	28'40	—	28'40	—	7×100×200	"	"	"	"	
	<b>角</b>				<b>鋼</b>		<b>鋼板</b>			
9mm	26'20 伸	26'50	26'20 伸	26'50	10×125×250	"	"	"	"	
12	28'00 伸	27'00	28'00 伸	27'10	8×150×300	"	"	"	"	
16	20'40~27'00	20'70	20'40~27'00	20'74	12×150×350	"	"	"	"	
19	"	"	"	"						
38	21'50~28'00伸	27'00	21'50~28'00	27'10	mm	26'20	26'50	26'20	26'55	
50	22'60~28'00	"	22'60~28'00伸	"	1'6×3'×6'	27'30	27'60	27'30	27'60	
65	22'60~29'00	28'10	22'60~29'00伸	28'13	1'6×4×8	28'40	28'60	28'40	28'70	
100	24'70	"	24'70 伸	"	1'6×5×10	25'70	26'00	25'70	26'00	
	<b>平</b>				<b>鋼</b>		<b>薄鋼板 (13枚)</b>			
3×25	26'20	26'50	26'20 伸	26'50	2'3×4×8	26'80	27'00	26'80	27'10	
9×19	20'40	20'70	20'40 伸	"	2'3×5×10	27'80	28'10	27'80	28'10	
6×25	"	"	" 伸	"	3'2×3×6	25'20	25'45	25'20	25'40	
6×38	"	"	" 伸	20'70	3'2×4×8	26'20	26'50	26'20	26'55	
6×50	"	"	" 伸	"	3'2×5×10	27'30	27'60	27'30	27'60	
6×75	27'60 伸	25'80	27'60 伸	25'80	4'5×3×6	24'10	24'40	24'10	24'45	
9×100	" 伸	"	" 伸	"	4'5×4×8	25'20	25'45	25'20	25'50	
12×100	" 伸	"	" 伸	"	4'5×5×10	26'20	26'50	26'20	26'55	
	<b>等邊山形鋼</b>				<b>鋼</b>		<b>フリキ</b>			
3×20×20	31'50 伸	30'90	31'50 伸	30'50	6'0×4×8	22'60	22'80	22'60	22'90	
3×25×25	30'00 伸	28'80	30'00 伸	28'40	6'0×5×10	"	"	"	"	
5×40×40	19'10	20'30	19'90	19'90	9'0×4×8	22'00	22'30	22'00	22'35	
6×45×45	"	"	"	"	9'0×5×10	"	"	"	"	
6×50×50	20'40	20'85	20'40	20'45	12'4×8	"	"	"	"	
6×65×65	19'40	19'80	19'40	19'40						
9×75×75	"	"	"	"	<b>線材</b>					
9×130×130	20'40	20'85	20'40	20'45	米 {170lbs	—	—	—	—	
12×130×130	"	"	"	"	{200	—	—	—	—	
15×150×150	"	"	"	"	英 {170	—	—	—	—	
	<b>不等邊山形鋼</b>				<b>鋼</b>		<b>線材</b>			
9×50×75	20'40	20'85	20'40	20'45	英 {200	—	—	—	—	
10×75×100	"	"	"	"	八幡 {170	38'00	38'50	38'00	38'30	
10×90×125	"	"	"	"	{200	39'50	40'00	39'50	40'20	
9×100×150	21'00	21'40	21'00	21'00	W. W 200	39'50	"	39'50	"	
12×100×150	"	"	"	"	B. W. G. #5	190'00	192'00	190'00	193'00	

備考 單位 100kg につき (置場値段), 但し薄板は1枚當り, 線材はt當り, フリキは1函當り.